

## ギャニャール県、タバナン県及びクルンクン県における社会活動制限

令和3年1月10日（総21第8号）

在デンパサール日本国総領事館

- ギャニャール県、タバナン県及びクルンクン県各知事は、社会活動制限を11日（月）から実施すると発表しました。
- 在留邦人の皆様におかれては、感染予防対策の徹底及び所在の地方政府の動向を含め、最新情報の入手に努めて下さい。

バリ州ギャニャール県、タバナン県及びクルンクン県各知事は、2021年第1号内務大臣指示、2021年バリ州知事通達第1号及び近隣地域の社会活動制限実施を受け、人々の健康で安全な生活を守るため及び良好な観光地としてのバリのイメージを守るため、各県において社会活動制限を11日（月）から実施すると発表しました。

各県より発表された主な内容は、以下のとおりです。

### 1 ギャニャール県（知事通達第400号）

（1）全ての事業者、経営者、活動している公共施設の責任者は、以下の保健プロトコルを行わなければならない。

- ア マスクの着用
- イ 石けんを用いた手洗い及びアルコール消毒
- ウ 身体的接触を避け、一定の距離を保つこと
- エ 集会の禁止
- オ 公共の場所での活動の制限

（2）教育活動においては、オンラインで実施すること。

（3）生活必需品を扱う店においては、営業時間制限の対象外とする。

（4）モールなどの商業施設の営業時間は、21：00までとする

（5）宗教施設においては、保健プロトコルを順守し、定員数を通常の50%以下にすることとする。

（6）全ての者に、2020年バリ州知事規則第46号、2020年バリ州知事通達第3355号、2020年ギャニャール県知事規則第56号を順守した責任ある行動を求める。

### 2 タバナン県（知事通達第1号）

（1）全ての人、事業者、経営者、活動している公共施設の責任者は、以下の保健プロトコルを励行しなければならない。

- ア マスクの着用
- イ 石けんを用いた手洗い及びアルコール消毒
- ウ 身体的接触を避け、一定の距離を保つこと
- エ 集会の禁止

オ 公共の場所での活動及び混雑の制限

(2) 公共市場における商業活動は 8:00 から 15:00 までとする。スワラヤン市場の営業時間は 8:00 から 21:00 までとする。夜市の営業時間は 16:00 から 21:00 までとする。飲食店の営業時間は 8:00 から 21:00 までとする。店内の客の人数は通常の 25%まで制限し、できるだけデリバリーサービスを活用する。

(3) 礼拝所は通常の 25%まで人数制限するかオンラインを活用する。

(4) 上記の違反者は法令に従い処罰される。

(5) 県内の各自治体に対して本通達が確実に励行されるよう関係方面との調整を図るよう要請する。

(6) 治安当局に対して本通達が実効性を有し確実に励行されるよう取り締まりを行うよう要請する。

(7) 本通達は、11 日から次回の通告まで有効とする。

3 クルンクン県（知事通達第 411 号）

(1) 企業の職場においては、在宅勤務を励行し保健プロトコルを順守すること。

(2) 教育活動においては、オンラインで実施すること。

(3) 生活必需品を扱う店においては、保健プロトコルを順守すれば営業時間制限の対象外とする。

(4) 各事業に対する規制は、以下の通りとする。

ア 飲食店は、定員数を通常営業の 25%以下に制限する。

イ その他の店舗の営業時間は、21:00 までとする。

(5) 建設作業においては、保健プロトコルを順守すれば通常通り作業可能とする。

(6) 宗教施設においては、保健プロトコルを順守し、定員数を通常の 50%以下にすることとする。

(7) 全ての者に 2020 年バリ州知事規則第 46 号及び 2020 年バリ州知事通達第 3355 号を順守した責任ある行動を求める。

(8) 全ての事業者、経営者、活動している公共施設の責任者は、以下の保健プロトコルを行わなければならない。

ア マスクの着用

イ 石けんを用いた手洗い及びアルコール消毒

ウ 身体的接触を避け、一定の距離を保つこと

エ 集会の禁止

オ 公共の場所での活動の制限

(9) 本通達の有効期間は、2021 年 1 月 11 日から 1 月 25 日までとする。また、今後の追加的な措置は本通達の結果をモニタリングし関係者との会議を経て決定される。

(10) 上記の規則に違反した全ての者、事業者、経営者、活動している公共施設の責任者は 2020 年バリ州知事規則第 46 号に則った罰則の対象とする。

(11) 地元の各自治体に対して本通達の実効性を有し確実に励行されるよう各方面と調整することを要請する。

(12) 当地の警察及び軍を含めた治安当局に対して本通達の実効性を有し励行される

よう取り締まりを行うことを要請する。

<参考>社会活動制限に関する通達等

(1) 2021 年内務大臣指示第 1 号

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100134490.pdf>

(2) 2021 年バリ州知事通達第 1 号

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100134491.pdf>

(3) 2021 年バリ州知事通達第 1 号 (一部変更)

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100135490.pdf>

(4) デンパサール市

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100135459.pdf>

(5) バドゥン県知事通達第 17 号

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100135498.pdf>